

住民監査請求（政務調査費）について（概要）

平成 23 年 2 月 8 日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

条例では、政務調査費は、大阪市会における会派及び議員に対して交付されるものとされている。会派に対する政務調査費の月額が 600,000 円又は 100,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とされている。会派が 600,000 円を選択した場合、議員には交付されず、会派が 100,000 円を選択した場合に限り議員にも交付され、その額は月額 500,000 円である。平成 21 年度において、大阪市会の各会派は全て 600,000 円を選択しているため、議員に対して政務調査費は交付されていない。政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費を市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。

会派及び議員に交付される政務調査費の使途基準については規則別表において各々規定されており、会派に交付される政務調査費は「会派が行う」もの、議員に交付される政務調査費は「議員が行う」もの、というように峻別されている。したがって、会派に交付された政務調査費を、議員個人の支出はもとより、議員個人の政務調査費に対しても支出することは許されない。

各会派の返還義務違反について、請求人において、各会派から提出された「平成 21 年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書」を精査したところ、別紙の使途基準違反整理表に記載した支出は政務調査費の使途基準に違反したものである。すなわち、違反の理由に「議員個人の支出」と記載したものは議員個人の私的な支出か、仮に政務調査のための支出であるとしても「議員が行う」ものであって、「会派が行う」ものではない。また、それ以外の支出に関しては会派が行う活動に関して支出されたものであるとしても相当部分は政党活動に属する経費等であるから政務調査費として支出することはできない。よって、各会派は平成 21 年度に交付された政務調査費のうち、別紙一覧表に記載した支出は政務調査費の使途基準に違反しているから同額を大阪市に返還する義務を有する。また、各会派は上記支出が各会派の政務調査費に該当しないことにつき悪意である。

よって、監査委員は、自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団に対し金 135,771,457 円、公明党大阪市会議員団に対し金 75,476,573 円、民主党・市民連合大阪市会議員団に対し金 71,740,891 円、日本共産党大阪市会議員団に対し金 71,796,187 円及びこれらに対する平成 22 年 5 月 1 日から支払済まで年 5 分の割合による利息の支払を請求するよう市長に勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

- 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。
- しかしながら、本件請求において請求人が問題とするのは、本市職員等による当該行為等というよりはむしろ、会派側による政務調査費の使途基準違反支出であって、請求にあたって本来主張すべき本市職員等による当該行為等については何ら具体的、明示的に主張しているものではない。
- 仮に、本件請求を、会派側による使途基準違反支出があるにもかかわらず、本市職員等が会派に対する返還請求を違法不当に怠っているという「財産（債権）の管理を怠る事実」について請求の対象とするものと見るにしても、請求人においては、領収書等の証拠書類から明らか又は特段

の用途基準違反をうかがわせる表記がないものであっても、また、政務調査活動とそれ以外の活動分を峻別するため按分されている経費であっても、「議員個人の私的な支出か、仮に政務調査のための支出であるとしても『議員が行うもの』であって、『会派が行う』ものではない」、あるいは「政党活動に属する経費等であるから政務調査費として支出することはできない」と具体的な根拠を示さず一律に論じるなど、請求にあたって本来検討すべき具体的な内容に立ち至って吟味したとは到底解することができず、返還請求を怠っているとされる財産（債権）の特定としても個別、具体的な摘示を欠くものと言うべきである。

- とりわけ、請求人は、市規則にいう「会派が行う」の文言をとらえて、いわゆる「会派性要件」をことさら問題にしているが、平成21年7月7日最高裁判決によれば、「『会派が行う』調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである」とされ、これらの点について具体的な検討を行わず、直ちに規則違反を主張する本件請求は失当である。
- そうすると、いずれにしても、本件請求は法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。